川崎市消防葬葬儀委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　令和９年１月２２日に川崎市消防葬を実施するにあたり、実施方法等について必要な検討を行い、円滑な運営を図ることを目的として、川崎市消防葬葬儀委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

２　委員長は、消防局長をもって充てる。

３　副委員長は、総務部長及び高津消防署長をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員長は、会務を総括し、会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（所掌事務）

第４条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）川崎市消防葬に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める事項

（会議）

第５条　会議は、委員長が副委員長及び委員を招集し、これを開催する。

２　委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

３　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

（運営細目）

第７条　その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第２条関係）

委員

警防部長	予防部担当部長・予防課長事務取扱
予防部長	査察課長
総務部担当部長・庶務課長事務取扱	保安課長
人事課長	臨港消防署長
施設装備課長	川崎消防署長
企画担当課長	幸消防署長
警防部担当部長・警防課長事務取扱	中原消防署長
警防部担当部長	宮前消防署長
救急課長	多摩消防署長
指令課長	麻生消防署長
航空隊長	